

県単渇水対策緊急支援事業に係る Q & A

整理番号	質問	回答
1	実施要件の中で、渇水対策本部が設置された場合とあるが、事業の対象範囲はどうなるのか。	県において、渇水対策本部が設置された場合は全県対象としてよい。ただし、市町村において、渇水対策本部が設置された場合は該当市町村が対象となる。なお、ダム等の渇水調整（二次渇水調整）が発動された場合は該当の範囲が対象となる。
2	本事業の対象期間は実施要綱のいずれかの実施要件に該当した日以降となるのか。	雨の降り方はさまざまであるため、その年の降雨の状況等を勘案し事業の対象期間を定めて通知する。なお、事業の実施要件を満たしていれば、申請以前に要した費用を対象とすることができる。
3	受益面積の要件があるか。	受益面積の要件は設けない。
4	受益農家が1戸でも実施可能か。	受益農家は2戸以上となること。
5	受益戸数について、集落営農組織や農地所有適格法人が1者の場合、2戸以上として扱ってよいか。	2戸以上として扱ってよい。
6	渇水対策として実施できる内容は実施要綱第2に記載のある内容以外でこういったものが対象となるか。	井戸の掘削等を想定している。判断に迷うものについては、個別に相談されたい。
7	ポンプの運転や燃料補給などに要する人件費は、事業の対象となるか。	対象としてよい。ただし、支払いの根拠として出面表等を整理し、検査時に確認できるようにすること。
8	番水等の水管理に係る人件費は事業の対象になるか。	用水確保に必要な費用であり対象とする。
9	仮設ポンプの設置は、レンタルだけでなく購入もよいか。	レンタルを基本とする。ただし、レンタル品がないときは渇水時の機動的な対応として購入することも可能とするが、2者以上で共同利用することとし、使用用途を明確にするため、当該地区名・事業名、使用目的、共同利用者名簿、購入年月日等を機器に明示すること。また、購入した機器の目的外使用はできない。
10	渇水により、揚水機場の電気代が通常より多くかかった費用について事業の対象とすることができるか。	県単渇水対策緊急支援事業は、経済対策でなく、農作物への被害を最小限にとどめるための渇水時の用水確保を目的としており、電気代の掛かり増し費用については、対象にできない。
11	降雨により渇水の心配がなくなり、ポンプ等のレンタルを取りやめる場合において、キャンセル料が発生した時はどうするか。	キャンセル費用も事業の対象にしてもよい。
12	渇水対策のためポンプを購入しようとして注文したが、降雨により渇水の心配がなくなった場合、どうすればよいか。	キャンセルが不可能であった場合、降雨があった以前に注文したものについては、事業の対象にしてよい。ただし、購入に際しては整理番号9に準じること。判断に迷うものについては、個別に相談されたい。

県単渇水対策緊急支援事業に係る Q & A

整理番号	質問	回答
13	来年度以降に渇水が起こったときのために、今年度ポンプを購入してもよいか。	本事業は渇水時の用水確保等に支障が生じた時に活用可能としており、来年度以降に起こりうる渇水対策のためにポンプの購入はできない。
14	降雨により渇水が解消されて、再度、雨が少ない期間が続き、渇水になったときには事業の対象とできるか。	渇水対策の必要性が認められれば、事業の対象になる。
15	ポンプによるかんがい排水を実施する場合、要綱上の費目は何が該当するか。	ポンプ等のレンタルは「船舶費及び機械器具費」、ポンプの設置・撤去や釜場設置は「工事費」、燃料代は「工事雑費」に該当する。